

平成 1 9 年

第 1 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成19年第1回志賀町議会定例会会議録

平成19年2月27日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時02分 開会)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	29番	竹内	利長
14番	萬上	俊之			
15番	松浦	恒義			

(欠席議員)

28番 長谷川 勝朗

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長職務代理者助役	坪野高志
助役	綱木常一
総務課長	田端正敏
富来支所長	二見博
企画財政課長	浜崎克義
監理課長	木坂孫信
税務課長	柴田一廣
住民課長	田村実

子育て支援課長	宮 本 俊 一
健康福祉課	笹 川 門 治
生活安全課長	藤 沢 仁
商工観光課長	山 崎 脩 平
農林水産課長	山 本 政 直
建設課長	田 中 正 嗣
上下水道課長	横 川 外 治
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会計課長	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	細 川 幸 男
生涯学習課長	中 田 政 光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

日程第1 会期の決定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 町長提出 報告第1号ないし第47号  
(提案理由説明)

---

( 開 会 ・ 開 議 )

松浦 恒義議長 ただ今の出席議員は28名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成19年第1回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

日程第1 . 会 期 の 決 定

松浦 恒義議長 日程に入り、会期の決定を行います。  
お諮りをいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月14日までの16日間といたしたいと思  
います。  
これに、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます  
よって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの16日間と決定  
いたしました。

---

#### 日程第2 . 会議録署名議員の指名

松浦 恒義議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員に  
24番 山本 辰栄 君、  
25番 泉 貢 君を指名いたします。

---

#### 日程第3 . 諸般の報告

松浦 恒義議長 続いて、諸般の報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。  
諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 . 町長提出 議案第1号ないし第47号

##### (提案理由説明)

松浦 恒義議長 次に、本日町長職務代理者から提出のありました、議案第1号ないし第  
47号に対する提案理由の説明を求めます。  
坪野町長職務代理。  
坪野町長職務代理者 はい。

本日ここに、平成19年第1回志賀町議会定例会を招集申し上げました  
ところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも御多用の折りにもかか  
わりませず御応招賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案申し上げます案件に先立ちまして、細川町長の突然の緊急入院という事態を受け、その経過等について申し述べさせていただきます。

町民をはじめ議員の皆様には、2月18日未明から細川町長をめぐり、大変な御心配と御迷惑をおかけしているところであり、誠に申し訳なく衷心よりお詫びを申し上げます。町長は、2月18日未明に救急車で公立羽咋病院へ搬送されましたが、19日には意識を回復し、快方に向かっており、病院によりますと、約2週間の入院精査加療を要するとのことであります。

折りしも、町議会定例会を迎える大変大切な時期であり、町長の意向を受け、昨日から当分の間、町長職務代理者を置くことといたしたところであり、本定例会では町長職務代理者の私から平成19年度当初予算などの議案を提案申し上げまして、御審議を賜りたいと存じます。

さて、地方財政のバロメーターとなる平成19年度地方財政計画が公表されており、全体規模が6年連続の減少の83兆1,300億円程度となっております。焦点となっております地方交付税総額は、景気回復で地方税の増収を見込み、地方自治体に配分する出口ベースで、4.4%減となっておりますが、地方全体の一般財源総額は0.9%程度の増とのことであります。しかしながら、景気回復は、都市部と地方との間に大きな格差があり、当志賀町におきましては、まだまだ厳しい状況であり、都市並みの住民税の伸びが期待できないところであります。一方では、志賀原子力発電所2号機の大規模償却資産による固定資産税の課税初年度であり、その財源を最大限活用し、健全財政を堅持できるようにしたいと考えております。

今後は、人口の減少時代における少子高齢社会、急速に進展する情報通信技術を活用した高度情報化社会、地球環境を守る資源循環型社会の形成などの課題に的確に対応していきたいと考えており、特に、深刻化する少子化については、平成19年度から第3子以降の出産祝金の一括払いや新たに小・中・高校入学時の祝金の助成及び乳幼児・児童医療費助成事業の自己負担金を無くして全額助成を実施し、子育て支援の充実に努める

所存であります。

昨年度に策定しました「第1次志賀町総合計画」と「第1次志賀町行政改革大綱」を踏まえた行政施策を展開し、計画に掲げられた施策事業を実施して、新たなまちづくりと地域の活性化に向けて努力致しますので、議員の皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げまして、本題に入りたいと思います。

先ず、最初に平成19年度の予算編成についてであります。

平成19年度予算につきましては、志賀原子力発電所2号機の大規模償却資産による固定資産税（約39億円）の課税初年度であり、その一方では、旧志賀町分の普通交付税が不交付になることから、普通交付税で7億7千万円余りの減収が見込まれるものでありますが、全体で増となります。その財源を活用して、「住民福祉の向上」「町民の生活基盤整備」「新志賀町発展の基盤づくり」に重点的に計上して、さらには、健全財政を堅持できるよう基金の充実を目指して予算編成をしたところであります。

一般会計では、166億9,000万円（対前年度25億5千万円の増、伸率18%）となり、8特別会計並びに水道事業会計及び富来病院事業会計を合わせますと310億5,416万2千円となりました。これは平成18年度より約39億8千万円強の増（伸率14.7%）となりました。

歳出における主な事業について、第1点目は、昨年の町政懇談会でご要望が多かったケーブルテレビ整備事業であります。最先端技術であるオール光方式を採用し、町内間及び都市部との情報格差の是正を図るものであり、平成19、20年度の2箇年で整備事業を行い、平成20年秋頃の開局を目指します。また、本年秋頃には地区ごとに説明会を開催し、具体的なサービス内容などを説明させていただきたいと考えております。

第2点目は、休止しておりましたニュータウン地内において、若者定住を促進する住宅地造成事業に着手することにしております。予定では、老朽化に伴う新志賀消防署建設用地、志賀町防災拠点センター用地、消防団訓練場用地なども一体的に整備することにしております。

第3点目は、利便性の高い幹線町道などの整備であります。都市計画道路福野神代線（高浜地区）と県道富来中島線（富来地頭町地区）の周辺整

備については、まちづくり交付金事業として既存市街地の再生を目指して一体的に計画しており、高浜地区については、今市橋の架替工事の橋梁下部の整備を予定し、富来地頭町地区については詳細設計を予定しております。また、土田地区の土地改良事業施行に伴う徳田新林連絡線ほか2線、高浜羽咋線、鹿頭酒見線、中浜中央線、天池線など町民生活に直結した身近な町道の整備を図り、昨年の梅雨豪雨時に冠水しました高浜地区の排水対策として高浜地区基幹排水事業の調査・設計を予定しております。

なお、町政懇談会の折、富来地域から強く要望されました街灯管理経費（電気料、修繕費）については、平成19年4月から町が全額負担することといたします。

第4点目は、快適な住環境整備を目指し、推進している下水道事業であります。公共下水道「中央処理区」については、長沢、福野の一部、大島地区の面整備を、「富来处理区」については、富来地頭町、富来領家町、富来高田地区の面整備を予定しております。農業集落排水事業については、「大笹処理区」の米町、牛ヶ首、田原地区の管路工と「二所宮処理区」の管路工を予定し、「館開処理区」については測量設計の着手を予定しております。合併処理浄化槽事業については、酒見地区等の整備を予定しております。

第5点目は、昨年の富来地域の町政懇談会の席上で、全ての地区から要望をいただきました富来地域でのコミュニティバス運行事業であります。石川運輸支局、羽咋警察署、路線バス事業者及び有識者等からなる志賀町地域公共交通会議を開催し、効果的で効率的な運行計画を取りまとめ、平成19年10月からの試験運転を予定しております。

第6点目は、合併協定書に基づく原子力発電所立地に伴う地域振興、志賀地域の振興事業費に充当するための基金についてであります。「国と地方の三位一体の改革」によって、町民税、地方交付税が合併時での予測より減収となりますが、志賀原子力発電所2号機に関する地区自治振興基金については、志賀地域の区長さんから強い要望もいただいているところでありますので、1号機と同様な考え方、制度として実施を予定しております。

それでは、町政各般にわたる概要説明に入らせていただきます。

まず、志賀原子力発電所の安全性の確保についてであります。

志賀原子力発電所につきましては、単純ミスの人間エラーが度重なって発生しており、町としては町民の安全安心につながるように、発電所に携わる全ての職員、作業員が細心の注意で運転し、検査、点検するよう町長より強く申し入れており、北陸電力株式会社では、昨年12月に社長を委員長とする「原子力品質保証体制検討委員会」を設置して、現在、原子力品質保証体制の総点検等を行っているところであります。1号機については、現在、順調に営業運転をしております。2号機については、現在、低圧タービンの羽根の損傷で運転を停止しており、総点検を含めた形で第1回の定期検査を前倒して本年2月から実施し、損傷のあった低圧タービンの羽根の代わりに整流板を設置して運転を再開する予定であると聞いております。この整流板の設置については、国から安全上の問題はないとの説明を聞いておりますが、町としても、議員の皆様にごこうした状況について御説明し、現地も御視察していただいて、御理解を深めていただきたいと思っております。運転再開については、議会とも協議しながら対応して参りたいと考えております。いずれにいたしましても、町民が安心できる安全な発電所となるように細心の注意をもって管理運転をするよう厳しく指導監視していきます。

次に、企業誘致についてであります。まだまだ厳しい地方経済でありますので、石川県とともに若者定住化に向け、粘り強く更なる企業誘致に最大限の努力を傾注していきたいと考えております。

以上、平成19年度の町政の基本的な方針について申し述べましたが、これらの施策を具現化していくためには、議員の皆様をはじめ、町民の方々の御理解、御協力なくしては実現することができないことでありまして、議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬ温かい御支援と御鞭撻を賜りますよう、ここに改めてお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案申し上げ、御審議いただきます案件は、平成18年度の各会計の補正予算8件、条例の制定・改正・廃止が15件、一部事務組合の規約の変更が5件、過疎地域自立促進計画の一部変更が1件、

工事請負契約の締結及び一部変更が4件、町道の路線認定が4件、平成19年度一般会計をはじめとする各会計の当初予算11件の、計47件であります。以下、その大要につきまして御説明申し上げます。

議案第1号ないし議案第8号は、平成18年度の一般会計、特別会計及び企業会計の各会計における補正予算であります。

最初に議案第1号、平成18年度志賀町一般会計補正予算(第5号)については、事業費の確定及び精算見込みに伴う補正が主なるものであり、歳入歳出予算にそれぞれ2億3,331万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157億7,331万3千円とするものであります。

歳出の補正の主なものについて、御説明いたします。

議会費では、議会活動経費など725万3千円の減額、総務費では、職員給与費の増額などで、1,270万1千円の増額、民生費では、在宅介護支援センター事業、「食」の自立支援事業、身体障害者保護費、知的障害者施設訓練等支援費、保育所運営費の減額などで9,740万円の減額、衛生費では、町立診療所事業特別会計繰出金の増額などで、1,240万4千円の増額、労働費では、629万6千円の減額、農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金などで減額を行う一方で、漁業振興事業、漁業振興特別基金積立金などで増額を行い、3億5,445万円の増額、商工費では、94万8千円の減額、土木費では、公共下水道事業特別会計繰出金の減額などで、4,469万5千円の減額、消防費では、消火栓新設改修事業費などで1,711万2千円の増額、教育費では、275万9千円の減額、災害復旧費では、407万1千円の減額、公債費では、7万円の増額であります。

次に歳入の補正の主なものについて、御説明いたします。

町税では、法人町民税の減収などで、1,670万円の減額、地方消費税交付金では、639万円の減額、分担金・負担金では、公立保育所分担金などで、879万1千円の減額、手数料では、11万1千円の増額、国庫支出金では、身体障害者保護費、知的障害者施設訓練等支援費などで減額する一方で、障害者医療費負担金、合併市町村補助金などを増額し、9,712万1千円を増額、県支出金では、国庫支出金と同様に身体障害

者保護費、知的障害者施設訓練等支援費などで減額する一方で、障害者医療費負担金などを増額し、25万1千円の増額、財産収入で、405万4千円の増額、寄附金では、30万円の増額、繰入金では、特別財政調整基金繰入金の減額などで、3,351万3千円の減額、諸収入では、介護予防サービス計画給付費の減額などで、1,802万8千円の減額、町債では、統合中学校建設事業債などで、2億1,490万円の増額であります。

議案第2号、平成18年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、退職被保険者の医療費の増に伴う保険給付費の増額などで、歳入歳出予算にそれぞれ3,564万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億8,366万8千円とするものであります。

議案第3号、平成18年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、事業費の確定及び精算見込みに伴う補正が主なるものであり、歳入歳出予算からそれぞれ1,411万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,064万円とするものであります。

議案第4号、平成18年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、事業費の確定及び精算見込みに伴う補正が主なるものであり、歳入歳出予算からそれぞれ1,188万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,892万2千円とするものであります。

議案第5号、平成18年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）については、事業費の確定及び精算見込みに伴う補正が主なるものであり、歳入歳出予算からそれぞれ21万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,568万2千円とするものであります。

議案第6号、平成18年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護保険事務処理システム改修の増額、予防事業の事業費の確定に伴う減額、包括的支援事業費の振替えが主なるものであり、歳入歳出予算にそれぞれ305万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,195万4千円とするものであります。

議案第7号、平成18年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第4号）については、事業費の確定及び精算見込みに伴う補正が主なるもので

あり、歳入歳出予算からそれぞれ332万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,999万9千円とするものであります。

議案第8号、平成18年度志賀町水道事業会計補正予算(第2号)については、事業の完了及び精算見込みに伴う補正が主なるものであり、収益的収支の収入で、717万7千円を増額し、収入予定額を7億1,032万6千円に、支出では、1,051万4千円を減額し、支出予定額を6億2,986万1千円とし、資本的収支では、収入では、922万6千円を増額し、収入予定額を9,424万3千円に、支出では、771万4千円を減額し、支出予定額を5億2,456万7千円とするものであります。

次に、議案第9号ないし議案第22号は、条例の制定、改廃についてであります。

議案第9号、志賀町副町長の定数を定める条例については、地方自治法の一部が改正され、助役が副町長に改められることによる所要の条例の制定であります。

議案第10号、地方自治法の一部改正における関係条例の整理に関する条例については、地方自治法の一部改正により、助役を副町長に改め、収入役を廃止し会計管理者を置き、吏員が職員に改められることに伴うもので、文言整理を中心とした各条例の改正を一括条例として制定するものであります。

議案第11号、志賀町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については、厚生労働省告示により、診療報酬の算定方法が変更になったことに伴う所要の改正であります。

議案第12号、志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、勤務評定の基準日及び評定期間の改定、管理職手当を定額制に改め、また、少子化対策に伴う扶養手当の増額を行うものであります。

議案第13号、志賀町福祉金支給条例の一部を改正する条例については、敬老福祉金等の見直しを行うものであります。

議案第14号、志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、堀松保育園休止に伴うものであります。

議案第15号、志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、義務教育終了までの児童等の医療費助成について、1箇月500円の控除額を廃止し、全額助成とするものであります。

議案第16号、志賀町農村公園条例の一部を改正する条例については、三明農村公園が石川県から譲与されたため、条例に加えるものであります。

議案第17号、志賀町漁業振興特別基金条例の一部を改正する条例については、石川県内の漁協の合併に伴い、条例中の合併前の各漁協の名称を石川県漁業協同組合に改めるものであります。

議案第18号、志賀町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について及び議案第19号、志賀町小規模山地災害対策事業の経費の受益者負担金に関する条例を廃止する条例については、農林水産事業の分担金を見直したことから、本条例が不要となったものであります。

議案第20号、志賀町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号、志賀町給水条例の一部を改正する条例について及び議案第22号、志賀町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、水道未普及地域である福浦港和光台へ給水するための所要の改正を行うものであります。

議案第23号、羽咋郡市広域圏事務組合理約の一部を改正する規約について、議案第24号、石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約について、議案第25号、石川県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について、議案第26号、石川県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の一部を改正する規約について、及び議案第27号、石川県消防賞じゅつ金組合理約の一部を改正する規約については、いずれも地方自治法の一部改正に伴い、収入役を廃止し、会計管理者を置くことによる所要の改正であります。

議案第28号、志賀町過疎地域自立促進計画の一部変更については、道路改良事業等の事業追加による計画変更を行うものであります。

議案第29号、工事請負契約の締結については、志賀町立統合中学校建設工事（高浜中校舎解体撤去）について、大和建設株式会社 代表取締役 池田征舟と3,339万円で請負契約を締結するものであります。

議案第30号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（平成18年度公共下水道事業富来浄化センター土木・建築工事）は、当初、石田工業株式会社と2億4,675万円で請負契約を締結しましたが、盛土の変更、基礎杭の増などが必要となったため、735万円を増額し、変更後の契約金額を2億5,410万円とするものであります。

議案第31号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（平成18年度公共下水道事業中央水処理センター前処理棟土木・建築工事）は、当初、大和建設株式会社と5,355万円で請負契約を締結しましたが、支持地盤層が推定岩盤線よりも深く、コンクリート打設を増工する必要が生じたため、262万5千円を増額し、変更後の契約金額を5,617万5千円とするものであります。

議案第32号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（平成18年度公共下水道事業中央水処理センター2系例目水処理施設（OD・終沈）土木工事）は、当初、南建設株式会社と1億3,146万円で請負契約を締結しましたが、仮設土留工を自立式矢板工法からアースアンカー式工法に変更するため、325万5千円を増額し、変更後の契約金額を1億3,471万5千円とするものであります。

議案第33号ないし議案第36号は、町道路線の認定についてであります。

議案第33号は、町道第166号、新大念寺2号線の延長80m、議案第34号は、町道468号、直海釈・堂2号線の延長1,170m、議案第35号は、町道585号、代田山手線の延長340m、議案第36号は、町道741号、館城蛇川線の延長230mの4路線について、町道認定をお願いするものであります。

議案第37号ないし議案第47号は、平成19年度の志賀町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、地域し尿処理施設整備事業特別会計、介護保険特別会計、町立診療所事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計及び町立富来病院事業会計の予算についてであります。

予算の概要については、冒頭に申し上げましたとおりであり、細部につ

きましては、後日予定されております予算特別委員会において、詳しく説明申し上げますので、本日は、説明を省略させていただきます。

以上、議案４７件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重なる御審議のうえ、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、数字の読み間違いがありましたので、説明書の８ページ６行目資本的収支では、収入で９２２万６千円を７行目支出では７７１万４千円に訂正をお願いしたいと思います。

松浦 恒義議長 説明を終わります。

---

( 休 会 )

松浦 恒義議長 次に、休会の件について、お諮りをいたします。

議案調査等のため、明２８日から１日までの２日間は、休会といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし )

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、明２８日から３月１日までの２日間は、休会することに決しました。

次回は、３月２日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

( 午前１０時３８分 散会 )

---

## 議 長 報 告

### 1．議長報告第1号

定期監査結果報告について

(平成18年11月28日実施分)

### 2．議長報告第2号

例月出納検査結果報告について

(平成18年12月25日実施分)

(平成19年 1月24日実施分)

### 3．議長報告第3号

入札結果報告について

(平成18年12月21日 9件)

(平成19年 1月 9日 11件)

(平成19年 1月25日 8件)

(平成19年 2月 8日 8件)

(平成19年 2月22日 7件)

### 4．議長報告第4号

所管事務調査通知及び委員派遣承認要求について

原子力発電所対策特別委員会

### 5．議長報告第号

視察報告について

原子力発電所対策特別委員会